

船舶事故調査報告書

令和7年1月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年8月10日 06時20分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市田倉 ^{たくら} 崎南西方沖 田倉崎灯台から真方位195° 270m付近 (概位 北緯34° 15.8′ 東経135° 03.7′)
事故の概要	プレジャーボートYAMASYO-1は、航行中、干出浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート YAMASYO-1、5.8トン
船舶番号、船舶所有者等	271-39897兵庫、株式会社ヤマショウ
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船尾部船底に破口、舵板の曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約116cm（和歌山）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、GPSプロッターを作動させ、田倉崎南西方沖の釣り場（以下「本件釣り場」という。）に向けて、約10ノットの対地速力で手動操舵により南東進していた。</p> <p>船長は、航行中、田倉崎南西方の陸岸を視認していて、そろそろ陸岸から離れようと思っていたときに衝撃を感じ、本船が陸岸から40m辺りの干出浜（以下「本件干出浜」という。）に乗り揚げたことを認め、主機を停止した。</p> <p>船長は、運航不能と判断し118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により本件干出浜から引き出され、和歌山市所在の係留地にえい航された。</p> <p>船長は、遊漁船に乗って本件釣り場で釣りをした経験はあったが、本船を購入後、本件釣り場付近で操船するのは初めてのことであった。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の水深が浅いことは知っていたが、正確な浅所の範囲や水深を把握していなかったため、あらかじめ海図等で浅所の範囲や水深を確認し、航行中、GPSプロッターをよく見ておけば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船舶事故ハザードマップには、本事故発生場所付近に次のとおり注意喚起情報が掲載されている。</p>

	<p>田倉埼付近ではプレジャーボートの乗揚事故が多発！</p> <p>田倉埼沖は浅所が拡延しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に浅所の位置や水深等を把握しておきましょう。 ・陸岸から、0.2海里（約400m）以上隔て、安全な速力で航行しましょう。
分析	<p>本船は、田倉埼南西方沖を航行中、船長が、本事故発生場所付近の水深が浅いことは知っていたが、正確な浅所の範囲及び水深を確認していなかったことから、本件干出浜に接近していることに気付かず、本件干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、田倉埼南西方沖を航行中、船長が、浅所の正確な範囲及び水深を確認していなかったため、本件干出浜に接近していることに気付かず、本件干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型船舶の船長は、陸岸付近を航行する場合、出航前に浅所の正確な位置や水深等を確認し、航行中はGPSプロッターを活用するなどして、陸岸や浅所から安全な距離を確保すること。